

徳島県告示第五百九十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、神山町長及び藍住町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和二年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 神山町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

名西郡神山町

(二) 調査を行った時期

平成三十九年度及び令和元年度

(三) 成果の名称

神山町（阿野字齒ノ辻の一部）の地籍図及び地籍簿（阿野三）

(四) 調査を行った地域

神山町阿野字齒ノ辻の一部（阿野三）

(五) 認証年月日

令和二年九月十六日

2 (一) 調査を行った者の名称

名西郡神山町

(二) 調査を行った時期

平成三十九年度及び令和元年度

(三) 成果の名称

神山町（神領字本小野）の地籍図及び地籍簿（神領二十五）

(四) 調査を行った地域

神山町神領字本小野（神領二十五）

(五) 認証年月日

令和二年九月十六日

二 藍住町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

板野郡藍住町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年度及び平成三十九年度

(三) 成果の名称

板野郡藍住町奥野字乾の一部（乾二地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

板野郡藍住町奥野字乾の一部（乾二地区）

(五) 認証年月日

令和二年九月十六日

2 (一) 調査を行った者の名称

板野郡藍住町

- (二) 調査を行った時期
平成二十九年度及び平成三十年
度
- (三) 成果の名称
板野郡藍住町奥野字乾の一部(乾三地区)の地籍図及び地籍簿
- (四) 調査を行った地域
板野郡藍住町奥野字乾の一部(乾三地区)
- (五) 認証年月日
令和二年九月十六日